

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

|                 |                                 |                     |
|-----------------|---------------------------------|---------------------|
| 都道府県等の名称<br>所在地 | 徳島県<br>徳島県徳島市万代町1-1             |                     |
| 事業計画作成担当者       | 所属部局<br>県民環境部 環境首都課 自然エネルギー推進担当 |                     |
|                 | TEL<br>088-621-2209             | FAX<br>088-621-2845 |

(基金事業の執行計画)

| 再生可能エネルギー等導入推進事業<br>地域資源活用詳細調査事業<br>公共施設再生可能エネルギー等導入事業<br>民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業<br>風力・地熱発電事業等導入支援事業 | 合計      |
|--|---------|
|  | 3,000   |
|  | 846,650 |
|  | 48,750  |
|  | 1,600   |
| 合計   | 900,000 |

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（全体計画書）

（事業計画の概要）

| 計画の名称                    | 徳島県環境創造基金 |      |               |
|--------------------------|-----------|------|---------------|
| 事業の実施期間                  | 平成25～27年度 | 交付対象 | 徳島県、市町村、民間事業者 |
| 各自治体における各種計画への位置づけ、その名称等 |           |      |               |

(1) 徳島県環境基本計画（平成16年3月策定）  
 ・ 第3章「3-1 地球温暖化の防止」において、自然エネルギーの積極的な導入推進を規定している。

- (2) 工コオフィスとくしま・県率先行動計画【4次計画】（平成22年3月策定）  
 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定。  
 ・ 県自らの事務事業に係る温室効果ガス排出量について、平成26年度末において20年度比で5%の削減を目指す。  
 ・ 第4章「建築物のグリーン化」に記載のあるとおり、太陽光発電をはじめ、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギー等の再生可能なエネルギーの導入に努める。
- (3) 徳島県地球温暖化対策推進計画（平成23年8月策定）  
 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定。  
 ・ 2020年の温室効果ガスの総排出量を、1990年比で25%削減することを中期目標とする。  
 ・ 第6章4.1.(2)に記載のあるとおり、太陽光、風力、小水力、バイオマスなど、豊富な地域資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害に強い地域完結型のエネルギー社会を目指す。
- (4) 自然エネルギー立県とくしま推進戦略（平成24年3月策定）  
 東日本大震災を契機として、「エネルギーの地産地消」や、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築が求められていることから、本県に豊富に存在することを最大限活用し、県民、事業者、行政等が一体となって、本県への自然エネルギー導入を推進していくため策定。  
 ・ 平成24年度から平成26年度までの3年間を戦略期間と定め、この期間に「普及」「誘致」「地域活性化」「災害に強いまちづくり」の4つのプロジェクトを推進していく。  
 Ⅲ 4(4) 「災害に強いまちづくりプロジェクト」に記載のあるとおり、太陽光パネルなどの自然エネルギー

を活用した発電設備とし E D 照明やリチウムイオン蓄電池を、本基金を活用し、県内の防災拠点や避難所となる施設に導入し、災害時に備え、電力系統の復旧までの間のエネルギー確保や機能強化を図る。

- (5) 「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画（平成24年3月策定）
- ・（徳島県三連動・活断層地震対策行動計画）（平成24年3月策定）
    - ・南海トラフの巨大地震及び活断層地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため策定。
    - ・6IV (3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築において記載のあるとおり、「集中取組期間」と位置づけられた平成27年度までの期間に、緊急かつ重点的に、(4)の「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を推進していく。

徳島県環境基本計画（①）  
・将来の環境像を実現するための長期的目標  
・取り組むべき環境政策展開の方向性や内容

とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画  
(徳島県防災計画における地震対策行動計画)  
・徳島県地盤の特性や、平時から非常時に備えた各種対策

#### 環境

自然エネルギー立県とくしま推進戦略  
・県内の自然エネルギーの導入推進

再生可能エネルギー

#### 防災

徳島県地球温暖化対策推進計画（②）  
・温対法第20条の3第3項に基づく実行計画  
・①の個別計画

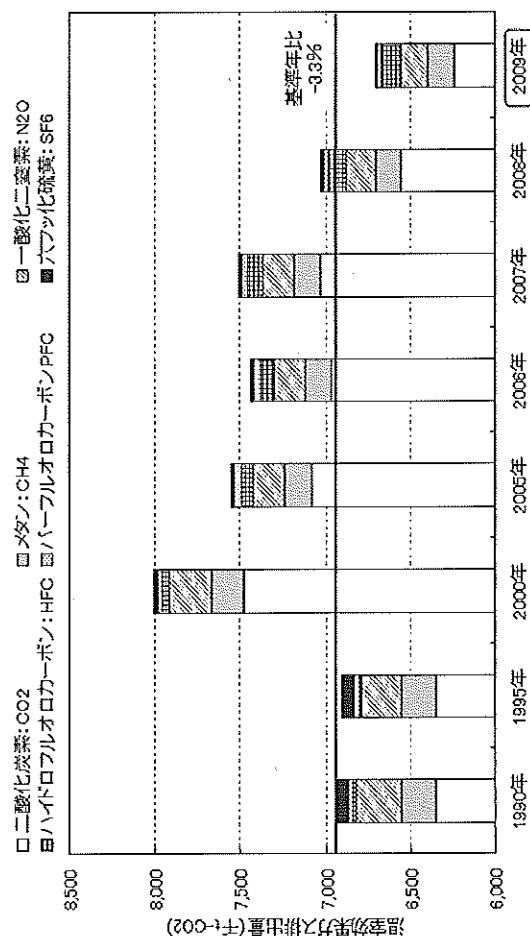
エコオフィスとくしま・県率先行動計画（③）  
・温対法第20条の3第1項に基づく実行計画  
・②のうち、県自らの事務事業に関する取り組み

## 計画の概要

### (1) 現状分析

- 自然エネルギー導入について  
　　本県の電力供給に限り、一定の節電量の定着が見込まれるものの、平成25年夏も、平成24年度に準じた節電要請が行わる。電力供給システムによる集落の孤立化やライフルギーの導入を促進し、「一断集中型」からの転換を推進する必要がある。
- 自然エネルギー導入シス템による集落の孤立化やライフルギーの導入を促進し、「一断集中型」から、「東日本大震災」への転換を教訓と教訓を踏まえ、平成24年3月に「自然エネルギー立県と災害対応への切迫性が高まる中、土砂崩れや津波による自然エネルギー導入を促進し、「一断集中型」の極めての巨大幅急務となる。「自立・分散型」へと転換を実現するため、平成25年3月に、進捗状況の把握や評価を実施する実行計画とする。
- 豊富な森林資源など、「自然エネルギー立県と災害対応への切迫性が高まる中、土砂崩れや津波による自然エネルギー導入を促進し、「一断集中型」の極めての巨大幅急務となる。「自立・分散型」へと転換を実現するため、平成25年3月に、進捗状況の把握や評価を実施する実行計画とする。
- 本県には世界最大級のリチウムイオン蓄電池生産拠点が立地しており、「リチウムイオン蓄電池（蓄エネ）」及び「LED製品（省エネ）」を組み合せた複合モデルの導入を推進している。  
更に、本県には世界有数のLEDメーカー、「太陽光発電（創エネ）」に、「リチウムイオン蓄電池（蓄エネ）」及び「LED製品（省エネ）」を組み合せた複合モデルの導入を推進している。  
以上のことから、本県の強みを活かし、太陽光発電を中心とした太陽光発電が有望である。
- 温室効果ガス排出量について  
　　本県の温室内ガス排出量は、2000年（平成12年）をピークに年々減少傾向にあり、平成21年度の温室効果ガス排出量は6,710千t-CO<sub>2</sub>で、基準年（1990年）比3.3%、前年比4.6%の減少となっている。また、森林吸収量を加味した場合は5,978千t-CO<sub>2</sub>で、基準年（1990年）比13.9%減となっている。

平成23年8月に策定された「徳島県地球温暖化対策推進計画」において、2020年の温室効果ガス排出量を、基準年（1990年）比で25%削減することを中期目標としている。（※ただし、目標値の25%削減には、「本県における森林吸収量」「国内クレジット分（1990年比で10%相当を想定）」を含む。）



徳島県の温室効果ガス排出量の推移

#### (2) 課題

本県では、平成20年10月に、中四国初となる「徳島県地球温暖化対策推進条例」を制定し、県が率先して取り組むべき項目として「再生可能エネルギーの利用」を盛り込んだ「地域グリーンセンター基金」及び平成21年度に造成基盤等導入促進に取り組んでおり、平成24年度に造成基盤等導入促進に取り組んで、「再生可能エネルギー発電設備等を導入してきた。

特に、「再生可能エネルギー等導入推進基金」については、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の地震発生確率は、最大で88%と非常に切迫した状況にあり、本県にとつて喫緊の課題であることがありますから、環境省の設定している5年間の事業期間を3年間に前倒しして事業を実施している。導入するため、防災拠点施設等への導入は、まだ不十分と思われるところから、導入にかかる費用を要するたまに費用を自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

(3) 成果目標、成果指標

(1)(2)を踏まえ、当県では次の4項目を成果目標及び平成27年度末までの成果目標とする。

- ① 導入した再生可能工能エネルギー等導入事業及び民間施設再生可能工能エネルギー等導入推進事業（本基盤（公共施設による導入））を実施する導入導入目標とする。
- ② 導入した蓄電池による蓄電容量（公共施設による導入）を実施する蓄電池の活用による電力需給の逼迫に貢献できる電力量（蓄電池容量合計）を目標とし、平成27年度末に520kWhを目標とする。
- ③ 導入した再生可能工能エネルギー等によるCO<sub>2</sub>削減量（公共施設による導入）を実施する再生可能工能エネルギーによるCO<sub>2</sub>削減量を目標とし、平成27年度末に193.2t-CO<sub>2</sub>の削減を目標とする。
- ④ 防災拠点における再生可能工能エネルギーの普及率（公共施設再生可能工能エネルギー等導入推進事業実施設）を活用した後の再生可能エネルギー等の普及率7.5%を平成27年度末までに11.7%にすることを目標とする。

#### (4) 基金事業計画

① 目的・概要 少ない自然エネルギー立県とくしま」及び地震防災・減災対策による「安全安心心をもつすすめの機能オオ選定分に保蓄電池について、「太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電」を実現する。災害時に備え、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進する。  
② 環境政策にムイ年度」、③その地域の「中核的な避難所」、  
④施設集中護からは「太いが、県内におこる災害が発生した際に「孤立を有する可能難所」及び⑤様々な工ネルギーの活用と、その最初の層として、  
⑥様々な工ネルギーの活用と、その最初の層として、  
⑦現時点において最終的な「津波浸水想定」が公表され、性が一層して、  
⑧本県における面積が増大するこどが判明し、避難所を図ること」を主に支障を優先的に考慮する。  
⑨市町村が主体となる事業については、平成25年3月及び6月の2度にわたり導入意向調査を実施したところ、  
⑩事業執行の方針を策定し、成果目標の達成に向けて計画的に事業を執行することとし、必要に応じて年次計画を変更することなどにより、着実な事業執行を行う。  
⑪市町村との調整状況、資金の配分計画

② 各年度毎に年次計画を実行することとし、必要に応じて年次計画を変更することなどにより、着実な事業執行を行う。  
③ 市町村が主体となる事業については、平成25年3月及び6月の2度にわたり導入意向調査を実施したところ、  
④事業執行の方針を策定し、成果目標の達成に向けて計画的に事業を執行することとし、必要に応じて年次計画を変更することなどにより、着実な事業執行を行う。  
⑤市町村との調整状況、資金の配分計画

ところ、市町村合せて約15億円の要望があつた。本県への配分額9億円をもつて、これらの要望全てに応えることは困難であったため、(4)①に記載した考え方と(2)のとおり、県と市町村への配分を決定したところである。

④事業の選定方法・管理体制  
事業の選定方法・調整は、造成する基金を所管する環境省課で行い、当課が事務局となる「自然エネルギー調整部」や「県・市町村再生可能エネルギー連絡協議会」を活用し、府内の評価基盤と連携して事業の立案段階から、効率性、透明性、事業案が固まつた時点で、「自然エネルギー立候補評価委員会」(「再生可能エネルギー評価委員会」)においてチェックを行い、承認を得ることとする。  
今後、事業開始以後に定期的に事業主体から、各事業主の評価を行い、事業計画の見直しを行っていく。

⑤各事業メニューの概要  
ア.地域資源活用詳細調査事業  
本事業においては、「導入拠点調査の実施」「評価委員会の開催」にあたって必要な経費の執行を行うこととしている。  
導入拠点調査についてあるが、事業計画及び実施状況を実際に確認するため、職員が現地調査を行うとともに、関係者へのヒアリング等の協議等を行うためには、評価委員会にては、委員に対する謝金及び費用弁償並びに資料等の作成等に必要な経費として計上している。

イ.公共施設再生可能エネルギー等導入事業  
本事業においては、県有施設及び市町村施設における再生可能エネルギー等の導入を行う。エネルギー

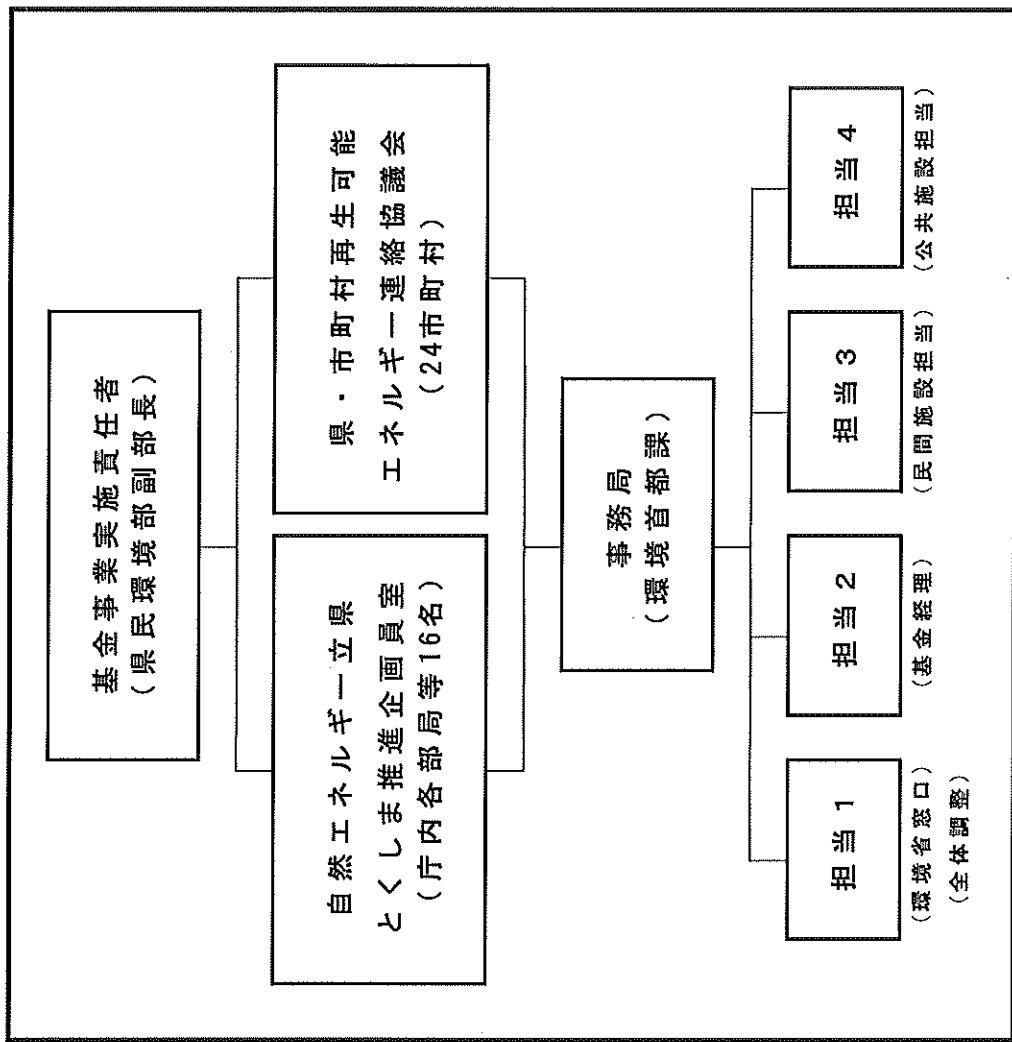
一供給の自立、分散化を図るため、災害に強い特性を有する「自然エネルギー」を活用し、「防災拠点」となる公共施設の機能強化を図ることを推進する公的と「全国トップレベルの日照時間」かつ「リチウムイオン蓄電池及びLED発光体の世界最大級の生産拠点が立地」という地域特性を活用するだけ多くの避難所へ優先的に導入を図っていく。  
(ただし、津波が襲来しても機能が維持できる施設に限る。)

ウ. 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業  
本事業メニューワークでは、災害発生時に活用できる自立・分散型電源としての再生可能エネルギー導入を目的として、防災拠点・避難施設とともに医療機関・福祉施設・宿泊施設・コンビニ等を所有・管理する民間事業者等に対し、太陽光発電設備、リチウムイオン蓄電池等に対して補助金を交付する。  
(公募を行い、評価基準を踏まえて認定された事業者の意見を採用する。  
(補助率：事業費の1/3以内)

エ. 風力・地熱発電事業等導入支援事業  
本事業メニューワークでは、本県における大型風力発電の導入を推進するため、風力発電施設の設置事業を実施する民間事業者に対し、利子補給を実施する。  
(実施事業者から申請を受け、これを承認した後、認定事業者に対して補助金を交付する。  
(利子補給率：3%以内)

実施体制

○ 執行体制



○自然エネルギー立県とくしま推進企画員室  
　太陽光、風力、小水力などを中心とする自然エネルギーの導入を加速し、「エネルギーの地産地消」や災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築に向けた取り組みを総合的かつ一體的に推進するための施策の検討等を行う機関で、県庁13部局等の政策調整担当者等で構成。

13部局等：危機管理部、政策創造部、経営戦略部、県民環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部  
　国土整備部、南部総合県民局、企業局、病院局、教育委員会

○評価委員会（再生可能エネルギー評価部会）委員の中から、学識経験者を中心とした評価委員で構成。  
「自然エネルギー立県とくしま推進委員会」

再生可能エネルギー評価部会委員

| 区分   | 氏名    | 役職                        |
|------|-------|---------------------------|
| 学識経験 | 近藤 光男 | 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授 ★ |
|      | 福富純一郎 | 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授   |
|      | 北条 昌秀 | 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授  |
|      | 佐々木千鶴 | 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教   |
| 民間団体 | 津川なち子 | NPO法人徳島環境力ウンセラーアカデミー協議会理事 |
|      | 佐藤 幸好 | 社団法人徳島県建築士会会长             |
| ★    | ★：部会長 |                           |

※ 「自然エネルギー立県とくしま推進委員会」（平成23年10月設置）  
　本県において、太陽光、風力、小水力等の自然エネルギーの普及・拡大を戦略的に展開するための施策の検討を行うため、有識者で構成された機関

○ 基本プロセス  
→ P L A N

1 . 事業計画要素案策定  
県の方針や、各事業主体からの要望に基づき、県において事業計画要素案を策定する。

2 . 事業計画とりまとめ  
評価委員会において、効率性、透明性、優先度の観点から事業計画の評価を実施  
した後、県においてとりまとめを行う。

D O

3 . 事業実施  
各事業主体が事業を実施し、隨時、県に対して、進捗状況・実績報告を行う。

C H E C K

4 . 事業評価  
評価委員が、評価委員会において、事業効果の評価を行う。

→ A C T I O N

5 . 事業見直し  
評価委員会の意見に基づき、県が事業計画を改善する。

計画の成績目標

(1) 成果指標及び設定の考え方  
 「計画の概要(2)」のとおり、次の①～④を成績指標とする。

- ①導入した再生可能なエネルギー等による発電量
- ②導入した蓄電池による蓄電容量
- ③導入した再生可能なエネルギー等によるCO2削減量
- ④防災拠点における再生エネルギーの普及率

(2) 成績目標

| 項目                 | H25       |            | H26   |             | H27        |       | 合計    |
|--------------------|-----------|------------|-------|-------------|------------|-------|-------|
|                    | 前年度設置に係る分 | 当該年度設置に係る分 | 合計    | 前年度以前設置に係る分 | 当該年度設置に係る分 | 合計    |       |
| 導入した再生エネルギー発電量(kW) | 50        | 50         | 145   | 195         | 195        | 155   | 350   |
| 蓄電容量(kWh)          | 125       | 125        | 195   | 320         | 320        | 200   | 520   |
| CO2削減量(t-CO2)      | 27.6      | 27.6       | 80.04 | 107.64      | 107.64     | 85.56 | 193.2 |
| 防災拠点における普及率(%)     | 8.9       | —          | —     | 10.4        | —          | —     | 11.7  |

(3) 目標達成に向けたロードマップ

- ・公共施設導入事業については、全体計画書に基づき、平成25年度選定施設について順次導入を進めていく。
- ・民間施設導入推進事業、風力・地熱発電事業等導入支援事業については、公募により事業主体等を決定する。

(4) 事業実施後の評価の方法

- 各年度における達成率等を調査し、評価委員会である「再生可能エネルギー評価部会」に結果を報告し、評価を受けることとする。

(事業計画の概要)  
再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

|          |           |
|----------|-----------|
| 計画の名称    | 福島県環境創造基金 |
| 導入容量の考え方 |           |

【導入容量】

「必要最低限の導入容量」の考え方については、各事業者によって大きく異なることから、  
防災拠点、避難所それぞれが必要とする最低限と思われる数量の電気機器の使用量を積み上げることにより県が算出した標準的な導入容量  
(防災拠点・太陽光10kW+蓄電池15kWh、避難所・太陽光10kW+蓄電池10kWh)をベースとし、それに、施設の規模、特殊性等を加味して、  
規模の加減を行うこととする。